

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p>(公安委員会にする申請等の経由先)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>書類</th><th>機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>運転免許取消申請書、運転経歴証明書交付申請書及び運転経歴証明書再交付申請書、施行規則第30条の12第2項の届出書並びに第21条の3及び第23条の届書</td><td>鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署。ただし、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う運転免許取消申請書にあつては、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。</td></tr></tbody></table>	書類	機関	略		運転免許取消申請書、運転経歴証明書交付申請書及び運転経歴証明書再交付申請書、施行規則第30条の12第2項の届出書並びに第21条の3及び第23条の届書	鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署。ただし、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う運転免許取消申請書にあつては、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。	<p>(公安委員会にする申請等の経由先)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる申請書は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>申請書</th><th>機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>運転免許取消申請書及び第20条の規定による申請書</td><td>鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署。ただし、運転免許取消申請書にあつては、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。</td></tr></tbody></table>	申請書	機関	略		運転免許取消申請書及び第20条の規定による申請書	鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署。ただし、運転免許取消申請書にあつては、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。
書類	機関												
略													
運転免許取消申請書、運転経歴証明書交付申請書及び運転経歴証明書再交付申請書、施行規則第30条の12第2項の届出書並びに第21条の3及び第23条の届書	鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署。ただし、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う運転免許取消申請書にあつては、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。												
申請書	機関												
略													
運転免許取消申請書及び第20条の規定による申請書	鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署。ただし、運転免許取消申請書にあつては、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。												
<p>(申請用写真の添付の省略)</p> <p>第19条の2 施行規則第29条第3項（施行規則第29条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第30条の9第3項の都道府県公安委員会規則で定める申請用写真の添付を要しない場合は、当該申請を行う者が免許の効力を停止されている場合以外の場合とする。</p>	<p>(免許用写真の添付の省略)</p> <p>第19条の2 施行規則第29条第3項（第29条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第30条の9第3項の規定により申請書に免許用写真の添付を要しないものとして定める場合は、当該申請を行う者が免許の効力を停止されている場合以外の場合とする。</p>												

(運転経歴証明書交付申請書)

第20条 施行規則第30条の10第1項の運転経歴証明書交付申請書は、別記様式第10号によるものとする。

2 施行規則第30条の10第2項の都道府県公安委員会規則で定める申請用写真の添付を要しない場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場の長を経由して運転経歴証明書交付申請書を提出する場合とする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更の届出書)

第21条 施行規則第30条の12第2項の届出書は、別記様式第11号によるものとする。

(運転経歴証明書再交付申請書)

第21条の2 施行規則第30条の13第1項の運転経歴証明書再交付申請書は、別記様式第11号の2によるものとする。

(運転経歴証明書の返納の手続)

第21条の3 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納は、別記様式第11号の3の届書に運転経歴証明書を添えて行うものとする。

別表第1 (第3条関係)

(1) 略

(2) 通行禁止の規制(カからコまでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止の規制(一方通行以外の通行禁止の規制に関連する指定方向外進行禁止の規制を除く。))を除く。の対象から除外する車両

ア～ケ 略

コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア)～(カ) 略

(キ) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。))において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者であって、療育手帳に記載された障害の程度を示す記号がAであるものが使用する車両

(運転経歴証明書の交付申請)

第20条 法第104条の4第5項の規定による申請は、別記様式第10号の申請書を公安委員会に提出してしなければならない。

(運転経歴証明書)

第21条 法第104条の4第6項の運転経歴証明書は、別記様式第11号によるものとする。

別表第1 (第3条関係)

(1) 略

(2) 通行禁止の規制(カからコまでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止を除く通行禁止の規制並びに一方通行以外の通行禁止の規制に関連して設置された指定方向外進行禁止の規制に限る。))の対象から除外する車両

ア～ケ 略

コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア)～(カ) 略

(キ) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所をいう。))において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者であって、療育手帳に記載された障害の程度を示す記号がAであるものが使用する車両

(ク)～(サ) 略
(3)～(5) 略

別表第2 (第7条の2関係)

路線名	区間
略	
一般県道淀江インター線	西伯郡大山町安原地内一般国道9号(山陰道)淀江インターチェンジから米子市淀江町今津地内今津交差点まで
一般県道皆生西原線	米子市皆生五丁目地内皆生交差点から同市西福原一丁目地内西福原一丁目交差点まで
略	

(ク)～(サ) 略
(3)～(5) 略

別表第2 (第7条の2関係)

路線名	区間
略	
一般県道淀江インター線	西伯郡大山町安原地内一般国道9号(山陰道)淀江インターチェンジから米子市淀江町今津地内今津交差点まで
略	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 鳥取県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号(第21条関係)

県内異動・県外転入

変更事項	住所・氏名・その他									
運転経歴証明書記載事項変更届										
鳥取県公安委員会 様							年 月 日			
フリガナ						性別	電話番号 (加入又は携帯)	●届出者氏名		
氏名							()	続柄(本人・その他)		
変更した事項	フリガナ									
	氏名									
	住所									
	生年月日	大正	昭和	平成	年 月 日			性別	男	女
		2	3	4					1	2
確認方法	住民票・保険証・配達文書等・その他()									

※太線の中だけを記載してください。

※運転経歴証明書のとおり記載してください。	フリガナ						性別	生年月日		
	氏名							年 月 日		
	住所									
	交付年月日・番号	年 月 日						交付公安委員会	公安委員会	
	運転経歴証明書番号									

受付場所	所属名: 警察署	取扱者:
------	----------	------

氏名											
本籍											
住所											
交付											
免許の条件等											
番号											
二・小・原	有無										
他	免許の種類										
二種	大型	中型	普通	大型二種	普通二種	小型	原付	けん引	大型二種	普通二種	けん引二種

登録審査責任者	登録票作成	登録者

登録場所		
東部	中部	西部
50	60	70

資料区分	県内異動			県外転入	
	住	氏	住・氏	住	住・氏
	51	52	53	A1	A3

別記様式第 11 号の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第11号の2(第21条の2関係)

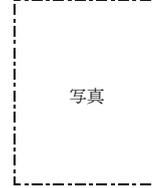
運転経歴証明書再交付申請書

鳥取県公安委員会 様

年 月 日

※太線の中だけを記載してください。

フリガナ				性別	
氏名					
電話番号	自宅	-	-		
	携帯	-	-		
生年月日	年	月	日	確認方法	住民票・保険証・配達文書等・その他()
				フリガナ	(新)生年月日
				(新)氏名	年 月 日
住所				(新)住所	



資料区分	登録日	年	月	日	登録番号					
再交付サブコード	年	月	日							
	受付場所	東部	中部	西部	再交付理由	亡失・滅失	盗難	汚損・破損	引換	
		50	60	70		1	2	3	4	

現に受けている運転経歴証明書	経歴証明書番号																
	交付年月日登録番号	年	月	日								運転者区分					
	免許の種類	大	中	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん	優良	一般
	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二	交付公安委員会		

氏名															
本籍															
住所															
交付															
免許の条件等															
番号	有無														
二・小・原	免許の種類														
他	大 中 普 大 大 普 小 原 けん 大 中 普 大 けん														
二種	型 型 通 特 自 自 特 付 引 二 二 二 二 二														

登録審査責任者	登録票作成	登録者

警察署受理	
警察署	取扱者

運 転 経 歴 証 明 書 返 納 届	
年 月 日	
鳥 取 県 公 安 委 員 会 様	
氏 名 (印)	
続柄(本人 ・その他)	
返納する運転 経歴証明書の 記載事項	住 所
	(ふりがな) 氏 名
	生 年 月 日 年 月 日(歳)
運 転 経 歴 証 明 書 番 号	第 号
交 付 年 月 日	年 月 日 交 付
返 納 理 由	1 再交付後の発見 2 新運転経歴証明書と引換え 3 その他()

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。